

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西之表市	古田地区 (古田集落)	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	161.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	95.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	35.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	14.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19.2 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕地面積の合計	5.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>古田地区は、大半が圃場整備の未実施地区であり、さとうきび、甘藷の普通作を主体に肉用牛の畜産経営が行われ、一部では茶専業の集落形態をなしているが、高齢化が進み、後継者も一定数いるものの地区全体としては不足している。また、開拓後の未登記の土地や地籍調査未完了により現地が特定できない等の課題もあるため、このままでは農地の遊休地が進んでいく恐れが大きい。遊休地化を防ぐためにも地区全体で課題解決を図っていくことが必要である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>古田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の2 1 経営体と基本構想水準到達者の2 経営体、認定新規就農者の1 経営体及び認定農業者法人の1 経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>リタイア後の農地等は、今後引き受けの意向のある中心経営体へ貸付け、農地の集約化を図っていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引き受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	茶	4.3ha	茶	6.3ha	古田
認農	B	温州ミカン、タンカン、ボンカン、飼料作物、水稲、肉用牛	4.0ha	温州ミカン、タンカン、ボンカン、飼料作物、水稲、肉用牛	6.0ha	古田
認農	C	茶、さとうきび、澱粉用甘しょ	3.3ha	茶、さとうきび、澱粉用甘しょ	4.3ha	古田
認農	D	茶	4.2ha	茶	4.2ha	古田
認農	E	茶	3.3ha	茶	3.6ha	古田
認農	F	茶、水稲	3.1ha	茶、水稲	3.1ha	古田
認農	G	茶	2.9ha	茶	2.9ha	古田
認農	H	茶	2.7ha	茶	2.7ha	古田
認農	I	茶	2.5ha	茶	2.5ha	古田
認農	J	茶、さとうきび、肉用牛	2.4ha	茶、さとうきび、肉用牛	2.4ha	古田
認農	K	肉用牛、飼料作物	2.1ha	肉用牛、飼料作物	2.1ha	古田
認農	L	茶	2.1ha	茶	2.1ha	古田
認農	M	茶	1.6ha	茶	1.6ha	古田
認農	N	茶	1.5ha	茶	1.5ha	古田
認農	O	茶	1.3ha	茶	1.3ha	古田
認農	P	茶	1.1ha	茶	1.1ha	古田
認農	Q	茶	1.0ha	茶	1.0ha	古田
認農	R	茶	0.9ha	茶	0.9ha	古田
認農	S	肉用牛、飼料作物	0.8ha	肉用牛、飼料作物	0.8ha	古田
認農	T	さとうきび、澱粉用甘しょ、飼料作物、水稲、ガジュツ、肉用牛	0.6ha	さとうきび、澱粉用甘しょ、飼料作物、水稲、ガジュツ、肉用牛	0.6ha	古田
認農	U	茶	0.6ha	茶	0.6ha	古田

認就	V	茶	0.5ha	茶	0.5ha	古田
認農法	W	さとうきび、澱粉用 甘しょ	—	さとうきび、澱粉用 甘しょ	—	古田
到達	X	さとうきび、澱粉用 甘しょ、水稻	2.3ha	さとうきび、澱粉用 甘しょ、水稻	2.3ha	古田
到達	Y	茶	1.6ha	茶	1.3ha	古田
	Z	茶	3.0ha	茶	3.0ha	古田
	AA	青果用甘しょ、水 稲	1.9ha	青果用甘しょ、水 稲	1.9ha	古田
	AB	さとうきび、原料 用甘しょ	1.4ha	さとうきび、原料 用甘しょ	1.4ha	古田
	AC	茶	1.2ha	茶	1.2ha	古田
	AD	さとうきび	0.9ha	さとうきび	0.9ha	古田
計	30経営体		59.1ha		64.1ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実である市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引き受け意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するため必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

▽農地の貸付けの意向
貸付けの意向が確認された農地は、54筆107,652㎡となっている。
▽農地中間管理機構の活用方針
基本的には、法人や拡大志向農家等の中心的経営体への集約化を目指し、農地所有者等は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
▽作物生産に関する取り組み方針
本地区は、「茶」の生産が盛んで後継者も一定数おり、今後も茶を基軸とした作物生産を展開していく。
▽鳥獣被害防止対策への取り組み方針
被害のある本地区山手側においては、共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに市の鳥獣対策会議と協力して、捕獲の充実に取り組んでいく。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	古田22-5 他53件	107,652㎡		
計	54件	107,652㎡	0㎡	0㎡

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。